

再生。福島

除染・中間貯蔵・汚染廃棄物処理の 進捗状況について

平成27年8月
環境省

国直轄除染の進捗状況の概要（平成27年7月31日時点）



【各市町村等の状況と今後のスケジュール】

田村市	平成25年6月に面的除染終了 平成26年4月1日に避難指示解除
川内村	平成26年3月に面的除染終了 平成26年10月1日に避難指示解除準備区域の避難指示解除
楡葉町	平成26年3月に面的除染終了 ※平成27年8月7日の原子力災害対策本部で、避難指示解除を平成27年9月5日午前0時をもって行うことを正式決定し、楡葉町に伝達
大熊町	平成26年3月に面的除染終了
常磐自動車道	平成25年6月に除染終了 平成27年3月1日に全線開通
葛尾村	平成26年7月に宅地除染終了 平成27年内に残りの除染終了を目指す
川俣町	平成26年8月に宅地除染終了 平成27年内に残りの除染終了を目指す
飯舘村	平成27年6月に宅地除染終了 平成28年内に残りの除染終了を目指す
南相馬市	平成27年度内に宅地除染終了を目指す 平成28年度内に残りの除染終了を目指す
浪江町	津波被災地域を除く地域については平成27年度内に除染終了を目指す 津波被災地域については平成27年度内に宅地除染終了を、平成28年度内に残りの除染終了を目指す
富岡町	平成27年度内に宅地除染終了を目指す 平成28年度内に残りの除染終了を目指す
双葉町	平成27年度内に除染終了を目指す

国直轄除染の進捗状況①（平成27年7月31日時点）

国直轄除染の対象となる11市町村の全てにおいて除染計画を策定済み。

うち、田村市、川内村、檜葉町、大熊町では除染計画に基づく面的除染が終了。残る7市町村では除染の作業中。

	除染対象 区域 人口(人) (概数)	除染対象 面積 (ha)(概数)	区域 見直し	除染の進捗状況				除染終了時期(目途) <small>注3)</small>		避難指示 解除	
				除染計画	仮置場等の 確保 <small>注1)</small>	除染の 同意取得	除染作業	宅地	宅地以外		
面的 除染 終了	田村市	400	500	H24/4	H24/4	確保済み	終了	終了	H25/6に終了		H26/4
	川内村	400	500	H24/4	H24/4	確保済み	終了	終了	H26/3に終了		H26/10 <small>注4)</small>
	檜葉町	7,700	2,100	H24/8	H24/4	確保済み	終了	終了	H26/3に終了		H27/9予定 <small>注5)</small>
	大熊町	400	400	H24/12	H24/12	確保済み	終了	終了	H26/3に終了		未定
宅地 除染 終了	葛尾村	1,400	1,700	H25/3	H24/9	確保済み	ほぼ終了	作業中	H26/7 に終了	H27年内	未定
	川俣町	1,200	1,600	H25/8	H24/8	確保済み	ほぼ終了	作業中	H26/8 に終了	H27年内	未定
	飯舘村	6,000	5,600	H24/7	H24/5	確保済み	ほぼ終了	作業中	H27/6 に終了	H28年内	未定
除染 作業中	南相馬市	13,300	6,100	H24/4	H24/4	約9割	約8割	作業中	H27年度	H28年度	未定
	浪江町	18,800	3,300	H25/4	H24/11	約7割 (約5割) <small>注2)</small>	約8割	作業中	H27年度	H28年度	未定
	富岡町	11,300	2,800	H25/3	H25/6	確保済み	ほぼ終了	作業中	H27年度	H28年度	未定
	双葉町	300	200	H25/5	H26/7	確保済み	約8割	作業中	H27年度		未定

注1) 仮置場の確保率は、必要とされる仮置場面積に対し、借地契約済みの仮置場面積が占める割合。

除染工事の進捗に応じて、仮置場の必要面積の増減が発生することがあり、その場合、確保率の割合が増減することがある。

注2) 「仮置場等の確保」「除染の同意取得」欄の括弧内は前月時点のもの。前月から変化がない場合、二段書きは省略。

注3) 除染終了時期は、各市町村の除染実施計画における除染対象のうち、同意を得られたものに対する面的除染が終了した(終了する)時期を記載。

なお、同意を得られず面的除染の対象とならなかった場合でも、最終的に同意が得られれば除染を実施する予定。

注4) 川内村の避難指示解除準備区域であった地域が平成26年10月1日に解除され、居住制限区域であった地域は同日避難時期解除準備区域に再編された。

注5) 平成27年8月7日の原子力災害対策本部で、避難指示解除を平成27年9月5日午前0時をもって行うことを正式決定し、檜葉町に伝達。

国直轄除染の進捗状況② (平成27年7月31日時点)



除染等工事の進捗状況(実施率・発注率)は以下のとおり。

(単位:%)

平成27年 7月31日 時点	田村市		川内村		檜葉町		大熊町		葛尾村		川俣町		飯館村		南相馬市		浪江町		富岡町		双葉町		
	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	
宅地	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	26 (19)	100 (99.9)	19	100	48 (42)	100	5 (1)	100
農地	100	100	100	100	100	100	100	100	86 (81)	100	32 (27)	100	42 (36)	100	15 (13)	100 (65)	18	100	12 (9)	100	-	100	
森林	100	100	100	100	100	100	100	100	99.9	100	77 (71)	100	57 (52)	100	46 (45)	100 (79)	34 (32)	100	82 (76)	100	-	100	
道路	100	100	100	100	100	100	100	100	53 (46)	100	6 (5)	100	28 (27)	100	6	100 (65)	40 (24)	100	78 (73)	100	-	100	

注1)実施率は、当該市町村の除染対象の面積等に対し、一連の除染行為(除草、堆積物除去、洗浄等)が終了した面積等が占める割合。

注2)発注率は、当該市町村の除染対象の面積等に対し、契約済みの除染等工事の対象となっている面積等が占める割合。

注3)「除染対象の面積等」「一連の除染行為が終了した面積等」「契約済みの除染等工事の対象となっている面積等」は、いずれも今後の精査によって変わりうる。

注4)二段書きの括弧内は前月時点のもの。前月からの変動がない場合は二段書きを省略。

注5)本表の実施率及び発注率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない。

汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)における除染の進捗状況①

子どもの生活環境を含む公共施設等は、福島県内、県外ともに約9割の進捗を示すなど予定した除染の終了に近づいている。その他、住宅、農地・牧草地、森林(生活圈)の除染についても、福島県内、県外とも既に6割以上が発注されているなど、着実な除染の進捗が見られる。

なお、福島県外の58市町村については、約8割の市町村において除染等の措置が完了(19市町村)又は概ね完了(28市町村)している。(平成27年6月末時点)

○「汚染状況重点調査地域」として指定を受けている市町村：

(当初)104市町村 → (現在)99市町村

指定要件を満たさなくなれば、指定を解除することができる。

これまでに線量低下などの理由で5市町村が指定解除

○除染実施計画策定済み： 94市町村

(当面策定予定の市町村全て)

○計画に基づく除染等の措置完了等： 47市町村

(完了:19市町村 概ね完了:28市町村。引き続きモニタリング等を実施)

○計画に基づく除染等の措置継続中： 47市町村

福島県内、県外の市町村では、除染実施計画において除染等の措置の完了時期は平成27年度または28年度である。

○福島県内における進捗状況(平成27年6月末時点)

公共施設等:約9割 住宅:約6割 道路:約3割

福島県外における進捗状況(平成27年6月末時点)

学校・保育園等、住宅:ほぼ終了 道路:約9割



汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況②

○福島県内

平成27年6月末時点

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村		
		計画策定済		当面策定 予定なし
		完了	除染作業中等	
福島県	39		福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、新地町、田村市、南相馬市、川俣町、川内村(36)	柳津町、矢祭町、塙町(3)
計	39	0	36	3

○福島県外

平成27年6月末時点

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村			
		計画策定済			当面策定 予定なし
		完了※1	概ね完了※2	継続※3	
岩手県	3		奥州市、平泉町(2)	一関市(1)	
宮城県	8		角田市、七ヶ宿町、大河原町、亘理町(4)	白石市、栗原市、丸森町、山元町(4)	
茨城県	20	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、稲敷市、東海村、美浦村、阿見町、利根町(12)	土浦市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、守谷市、つくばみらい市(7)		鉾田市(1)
栃木県	8		佐野市、矢板市、塩谷町(3)	日光市、大田原市、那須塩原市、鹿沼市、那須町(5)	
群馬県	10	桐生市、渋川市、みどり市、下仁田町、中之条町、東吾妻町、川場村(7)	沼田市(1)	高山村(1)	安中市(1)
埼玉県	2		三郷市、吉川市(2)		
千葉県	9		松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市(9)		
計	60	19	28	11	2

※1…除染実施計画に基づく除染等の措置は完了している。

※2…平成27年3月末時点で除染実施計画に基づく除染等の措置は完了しているが、未測定施設等における測定結果や、国(国有施設の管理者)や県(県有施設の管理者)等との調整により、必要に応じて除染実施計画を改訂して除染等の措置を継続する可能性がある。

※3…平成27年4月以降も除染実施計画に基づく除染等の措置を実施する予定である。

汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況③

福島県内 (平成27年6月末現在)	発注割合 (発注数/計画数)	実績割合 (実績数/計画数)
公共施設等	約9割	約9割
住宅	約9割	約6割
道路	約5割	約3割
農地・牧草地	約9割	約8割
森林(生活圏)	約6割	約4割

注:福島県が行った調査結果を基に作成。

:計画数は、今後の精査によって変更されることがある。

福島県外 (平成27年6月末現在)	発注割合 (発注数/予定数)	実績割合 (実績数/予定数)
学校・保育園等	ほぼ発注済み	ほぼ終了
公園・スポーツ施設	ほぼ発注済み	ほぼ終了
住宅	ほぼ発注済み	ほぼ終了
その他の施設	約8割	約8割
道路	約9割	約9割
農地・牧草地	発注済み	終了
森林(生活圏)	ほぼ発注済み	ほぼ終了

注:予定数は平成27年度6月末時点で具体的に予定のある数を含めた累計であり、今後増加する可能性もある。

中間貯蔵施設へのパイロット輸送と保管場(ストックヤード)について

【パイロット輸送】

- 大量の除去土壌等を輸送する段階に向け、安全かつ確実に実施できることを確認するため、パイロット輸送を概ね1年間実施。
- パイロット輸送の段階から、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、モニタリング等を行い、安全かつ円滑な輸送を実施。
- パイロット輸送では、各市町村からそれぞれの現地状況に応じて概ね1,000m³程度を輸送。

【保管場(ストックヤード)】

- 目的：中間貯蔵施設の具体的な配置図に沿った本格工事が始まるまでの間、施設予定地内に除染土壌等を一時的に保管する保管場(ストックヤード)を整備する。
- 保管容量：合計5万m³程度
(第一弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約1万m³程度
(第二弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約1万m³程度
(第三弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約0.6万m³程度
- 保管量(平成27年8月28日時点)
 - 大熊町保管場：7,301m³
 - 双葉町保管場：5,078m³※輸送した大型土のう袋等1袋の体積を1m³として換算した数値
- 保管場の空間線量率
 - 搬入前と比較して大きな変化なし。
 - ※搬入前後の空間線量率は、
 - ・大熊町保管場：1～9μSv/h程度
 - ・双葉町保管場：1～4μSv/h程度



保管場への搬入・定置作業(大熊町内)

- スクリーニング結果
 - 保管場等から退出した工事関係車両は全て基準値(13,000cpm)未満であることを確認。

パイロット輸送の状況

工区	市町村	運搬開始	運搬完了
大熊工区	大熊町	3/13	4/7
	田村市	4/10	5/25
	富岡町	5/26	6/6
	川内村	6/8	7/10
	広野町	6/22	7/10
	棚倉町	7/18	8/4
	浅川町	8/19	8/28
	いわき市	9/1(予定)	
双葉工区	双葉町	3/25	4/14
	浪江町	6/23	8/4
	葛尾村	6/26	8/6
	楢葉町	6/30	
	郡山市	7/27	

(平成27年8月28日時点)

<今後のパイロット輸送>

- ・積込場から搬出先までの距離が近いところからの搬出を基本としつつ、積雪等による影響が大きいと考えられる場合はできる限り秋までに搬出していく等の方針。
- ・上記方針に基づき、福島県と連携しながら、関係市町村等と調整し、順次実施予定。

用地確保について

平成27年8月15日時点

【地権者】※1

土地所有者・建物所有者

登記記録 2,365人

※1 建物以外の物件のみの所有者等の存在、相続の発生等もあるため、今後、地権者数は増加

連絡先を把握している地権者

現在の把握数 約1,250人

●連絡先を把握している地権者の所有地の面積の合計は、約1,250ha(うち、公有地(国、県、町等の所有地)の面積は、約230ha)となっている。全体面積(約1,600ha)に対して、所有者の連絡先を把握している面積は、約8割となっている。

土地のみを所有している方
約420人

建物等を所有している方
約830人

個別訪問している方等 約950人

土地のみ:約310人

建物等を所有:約640人 ※2

建物等の物件調査についての協力要請

建物等の物件調査の承諾を得ている件数
約660件 ※2

物件調査結果に基づく補償金額の算定～補償額提示～説明を継続

契約実績 7件

契 約

連絡先を把握できていない地権者
約1,110人

戸籍、住民票情報等により、
連絡先確認を急ぐ

死亡されている方
約800人

・死亡者 約500人
・登記の年代から死亡していると推測される者 約300人

詳細について
確認

※2 物件調査承諾件数が、建物等を所有している方の訪問者数より多いのは、土地のみを所有している方の中にも立木等を所有し、調査が必要となった方がいるため。

(注) 数値については概数であるため、合計と一致しない場合がある。

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会概要

【目的】 JESCO法において、国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしていることを踏まえ、除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略、再生利用の促進に係る事項等について検討を行う。 座長：細見 正明 国立大学法人 東京農工大学大学院 工学研究院応用化学部門 教授

検討内容

減容技術の現状及び課題と その対応案

- ・ 各技術の特徴、除染率、濃縮率等の評価及び実利用にあたっての課題と対応案の検討
- ・ 処理施設に必要な処理能力の検討
- ・ 前処理、減容・再資源化処理までを含めた処理コストの検討
- ・ 分級システム実証事業の評価及び進捗管理

再生利用に関する課題の検討 (再生利用の考え方 (指針等)の策定)

- ・ 再生利用の用途及び用途に応じた再生資材の管理
- ・ 再生資材に求められる要求品質の検討
- ・ 放射線安全性を確認するための評価方法等の検討
- ・ 再生利用促進方策の検討

減容・再生利用等 技術開発戦略の検討

- ・ 減容技術の適用の方向性の検討
- ・ 減容・再生利用する対象物の量、放射能濃度、性状等の検討
- ・ 対象物に応じた減容技術の適用の検討
- ・ 適用する技術の開発目標等の検討
- ・ 今後10年間程度の技術開発戦略の策定

※除去土壌等の減容...除去土壌及び焼却灰を対象に、各種の減容技術を用いて放射能濃度の低いものと高いものに分け、低いものを再生資源とすることで、最終処分すべき量を減らすこと。

※再生利用...再生資源としたものを各種用途に利用すること。

- 「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検」(平成25年9月10日)を踏まえ、対策地域内廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)の見直し(平成25年12月26日)を行い、処理計画に基づき災害廃棄物等の処理を実施中。
 - 処理計画では、災害廃棄物等(帰還困難区域を含まない)について、11市町村合計で約80万2千トンと推定。
 - このうち、帰還の妨げとなる廃棄物(※)の撤去と仮置場への搬入を優先して、搬入完了目標を市町村毎に設定。
- ※「帰還の妨げとなる廃棄物」とは、帰還する住宅地近傍の津波がれき、特に緊急性の高い損壊家屋(倒壊しているか、余震により倒壊するおそれのある危険家屋等)の解体に伴う廃棄物、帰還の準備に伴って生じる家の片付けごみ(腐敗する廃棄物等)等。

帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入状況

- 大熊町、楡葉町、川内村、南相馬市、双葉町、飯館村、川俣町及び葛尾村の8市町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入について、一部の家の片付けごみを除き完了(平成26年度末)。
- 家の片付けごみについては、継続的に排出されることから、引き続き回収を実施中。

災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成27年7月末現在、約54万トン完了。搬入された災害廃棄物等は可能な限り再生利用を行っている。種類別の処理の状況は次のとおり。

(1) 津波による災害廃棄物の処理

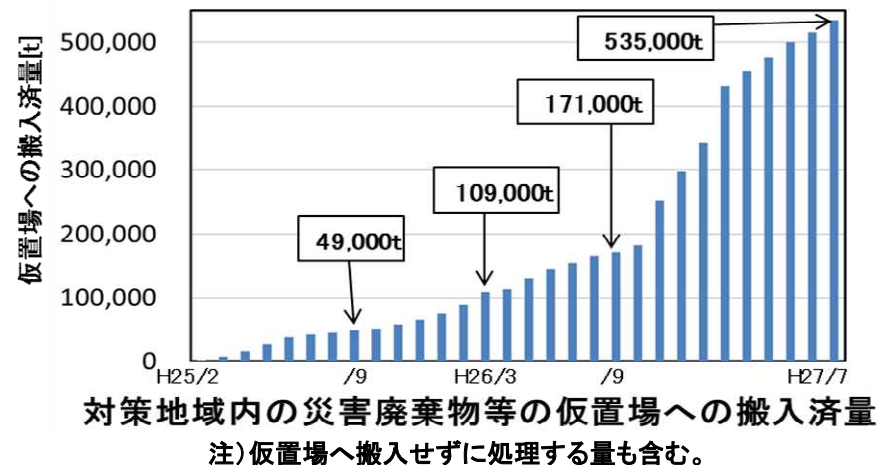
- 帰還する住宅地近傍の津波がれきを優先し、順次仮置場へ搬入中。搬入された廃棄物は、重機等により破碎・選別処理を実施。

(2) 被災家屋等の解体撤去

- 倒壊しているか、余震により倒壊するおそれのある危険家屋等の解体撤去を優先して実施。
- 被災家屋等の解体関連受付・調査を行い、順次解体撤去を実施中。解体撤去申請の受付は約6,100件、解体撤去は約1,200件実施済。

(3) 家の片付けごみの処理

- 腐敗する廃棄物を優先し、家の片付けごみの回収を実施中。ステーション回収や戸別回収訪問を行っており、戸別回収については、希望者と日程を調整の上、回収を実施。



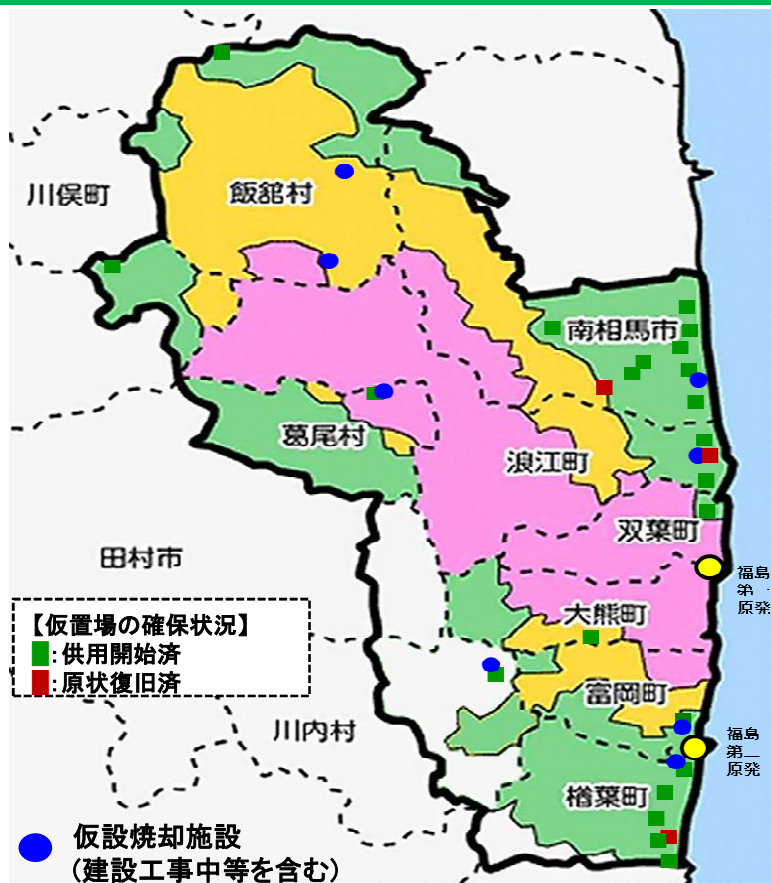
撤去前(平成26年1月)



撤去後(平成27年3月)

浪江町における津波がれきの撤去状況

国直轄による福島県における仮置場と仮設焼却施設の設置状況(平成27年8月28日現在)



(1) 仮置場の確保状況

- 当面必要な仮置場25箇所において供用開始済(うち3箇所においては原状復旧済)。
- 仮置場における、地下水放射能濃度、粉じん濃度、敷地境界空間線量率等についての環境モニタリングデータを公表中。

(2) 仮設焼却施設の設置状況

- 7市町村において仮設焼却施設の設置を予定。6市町村(7施設)において事業者との契約を終え、うち、6施設は稼働中、1施設は建設工事中、1施設は建設工事準備中。
- 仮設焼却施設における、地下水放射能濃度、焼却灰放射能濃度、敷地境界空間線量率等についての環境モニタリングデータを公表中。

立地地区	進捗状況	処理能力
飯舘村(小宮地区)	稼働中(平成26年11月より)	5t/日
川内村	稼働中(平成26年12月より)	7t/日
富岡町	稼働中(平成27年4月より)	500t/日
南相馬市	稼働中(平成27年4月より)	200t/日
葛尾村	稼働中(平成27年4月より)	200t/日
浪江町	稼働中(平成27年5月より)	300t/日
飯舘村(蕨平地区)	建設工事中	240t/日
檜葉町	建設工事準備中	200t/日
大熊町	処理方針検討中	—
双葉町	処理方針検討中	—
川俣町	処理方針検討中	—
田村市	既存の処理施設で処理中	—

【仮置場の確保状況】
 ■ 供用開始済
 ■ 原状復旧済

● 仮設焼却施設
 (建設工事中等を含む)

□ 汚染廃棄物対策地域 □ 避難指示解除準備区域
 ■ 居住制限区域 ■ 帰還困難区域



葛尾村の仮設焼却施設
(平成27年4月)



南相馬市の仮設焼却施設
(平成27年3月)

フクシマエコテックを活用した埋立処分計画について

双葉郡8町村、さらには福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。既存の管理型処分場であるフクシマエコテックを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する計画。

エコテック活用に係る受入れ要請

- H25.12.14 既存の管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の設置について、双葉・大熊・富岡・楡葉各町及び福島県に受入れ要請
- H27. 6. 5 富岡町及び楡葉町並びに福島県に対して、町議会及び住民説明会でのご意見等を踏まえた国としての考え方を提示
- H27. 8.25 管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業について、福島県並びに富岡町及び楡葉町から国に申入れ

埋立処分計画(案)

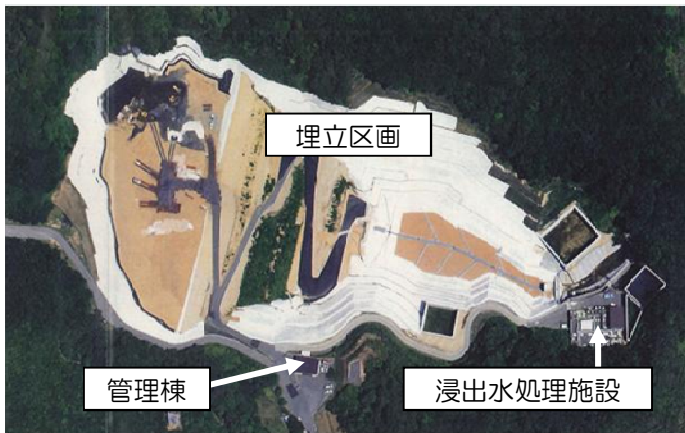
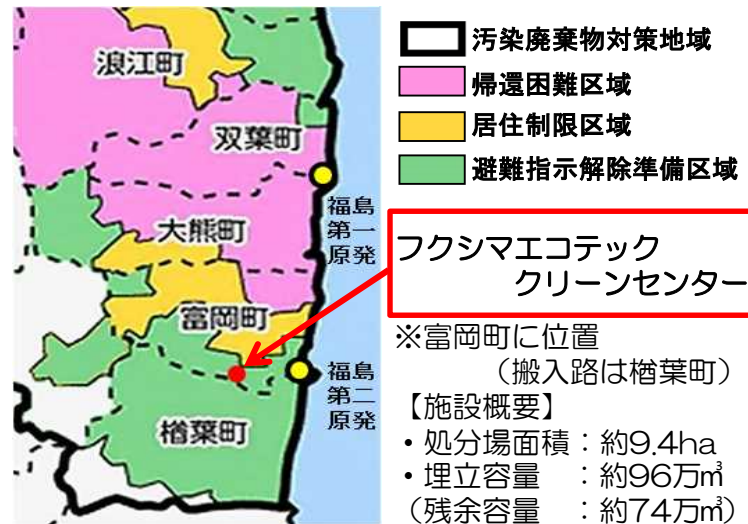
- 埋立処分方法...放射性セシウムの溶出抑制、雨水浸透抑制など、多重の安全対策を実施
- モニタリング等...施設の定期点検、空間線量率・放射能濃度のモニタリング等を実施
- 管理体制...特措法に基づき、環境省が事業主体となり、責任を持って埋立処分を実施

国の考え方(H27.6.5)の概要

1. 施設の立地場所
大量の汚染廃棄物が発生する双葉郡にあり、残余容量が十分な管理型処分場で安全・速やかに処分高線量地域での新設は物理的・時間的な観点から困難
2. 埋立処分における安全・安心の確保
埋立処分に際して多重の安全対策を実施し、さらに追加的な補強対策やモニタリング等を実施
国の責任をより明確化し、一層の安心の確保の観点から、処分場を国有化
3. 運搬
運搬に関わる安全性の確保のために万全の対策を実施
4. 地域振興策
活用に伴う影響の緩和に必要な事業を可能とするため、極めて自由度の高い交付金を両町に措置
5. 富岡町、楡葉町の実情等も踏まえた地域の将来像
両町の復興計画等を十分踏まえ、12市町村の将来像に関する提言を今夏を目途に取りまとめ

福島県、富岡・楡葉町からの申入れ(H27.8.25)の概要

- ①安全・安心の確保(住民の不安を和らげるための具体策、施設管理の考え方、安全協定、搬入ルート)、②地域振興策の具体化(両町が求める地域振興策に対する国の考え方、自由度の高い交付金、財源確保等)について、住民の声をしっかり受け止め、責任をもって真摯に対応するよう申入れ



指定廃棄物に関する関係5県の状況

- ・福島県外で、特に指定廃棄物の保管状況がひっ迫している県においては、国が長期管理施設を確保する方針。
- ・5県で市町村長会議等を開催して意見交換を行い、指定廃棄物の処理に向けた共通理解を醸成することとした。

市町村長会議等の開催と調整の状況

<宮城県>

- 第1～3回：H24.10～H25.5
 第4回：H25.11.11
 →宮城県における候補地の選定手法が確定
 第5回：H26.1.20
 →詳細調査候補地を3カ所提示
くりはらし ふかやまだけ たいわちょうしもはら かみまち たしろだけ
(栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳)
 [国・宮城県・3市町の会談]
 第1回～第4回：H26.5.26～H26.6.30
 第6回：H26.7.25
 →環境大臣が詳細調査の実施について改めて依頼
 第7回（県主催）：H26.8.4
 →県知事が県内市町長の意見を取りまとめ
 H27.4.5、5.29
 →環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム開催

平成26年8月下旬より3カ所の詳細調査候補地について詳細調査を開始

<栃木県>

- 第1～3回：H25.4～H25.8
 第4回：H25.12.24
 →栃木県における候補地の選定手法が確定
 H26.7.30
 →詳細調査の候補地を1カ所提示
しおやまち てらしまいり
(塩谷町寺島入)
 第5回：H26.7.31
 →選定結果を説明
 第6回：H26.11.9
 →国の取組や県内処理の方針について説明
 H27.5.14、6.22、9.13(予定)
 →環境省と考える指定廃棄物の課題解決に向けたフォーラム開催

詳細調査は未実施

<千葉県>

- 第1～3回：H25.4～H26.1
 第4回：H26.4.17
 →千葉県における候補地の選定手法が確定
 H27.4.24
 →詳細調査の候補地を1カ所提示
(東京電力千葉火力発電所の土地の一部(千葉市中央区))
 H27.5.20、6.2
 →千葉市議会全員協議会において説明
 H27.6.29、7.7、13、20、8.7
 →千葉市の自治会長や住民を対象に説明

詳細調査は未実施

<茨城県>

- 第1回：H25.4.12
 第2回：H25.6.27
 第3回：H25.12.25
 第4回：H27.1.28
 →指定廃棄物一時保管自治体による議論の場を別途設置することを決定
 [一時保管市町長会議]
 第1回：H27.4.6
 →「処理施設を県内に1カ所設置する案」と「現状の保管を継続する案」の2案について課題を精査中

<群馬県>

- 第1回：H25.4.19
 第2回：H25.7.1

(参考) 環境省の有識者会議

- ・第1回：H25.3.16 →施設の安全性について了承
- ・第2回：H25.4.22 第3回：H25.5.10
- ・第4回：H25.5.21 →候補地の選定手順案について了承
- ・第5回：H25.7.16
- ・第6回：H25.10.4
 →候補地選定に係る評価項目・評価基準等の基本的な案について了承
- ・第7回：H26.12.22 →施設管理のあり方等に関する課題を整理
- ・第8回：H27.4.13
 →施設管理のあり方や安全な維持管理に向けた考え方の素案について議論

地元自治体からの質問への回答、説明会の開催の打診等、地元の方々がお持ちのご疑問・ご懸念に対して丁寧に説明を行う努力を継続。